



■ごあいさつ



更生支援企画課長
都坂

皆様、こんにちは。東京矯正管区更生支援企画課長の都坂（とさか）と申します。当課は、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年に「再犯防止推進計画」が閣議決定されたことに関連し、矯正行政に関する地方公共団体や地域の民間支援団体・関係機関の総合窓口として、平成30年4月に設置されました。現在、私を含め計5名の職員が勤務しています。新設課ということで、十分なノウハウがなく、迷いや悩みは尽きませんが、再犯防止という目的に向かって一丸となって日々奮闘しているところです。

この「こけこっこー通信」は、再犯防止施策のこと、また、当課を通じて矯正のことを少しでも知ってほしいという私たちの思いを形にしたもので、再犯防止に関わりのある地方自治体等の皆様を中心に配信してまいります。「こけこっこー通信」が再犯防止に向けた前向きな取組のきっかけとなることができれば幸いです。

■知ってた？施設等の違い！

- 刑務所**……懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容し、矯正処遇を実施
- 少年刑務所**……少年受刑者や26歳未満の受刑者などを収容し、矯正処遇を実施
- 拘置所**……被告人、被疑者など、主に刑の確定していない人を収容
- 少年院**……家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育等を実施

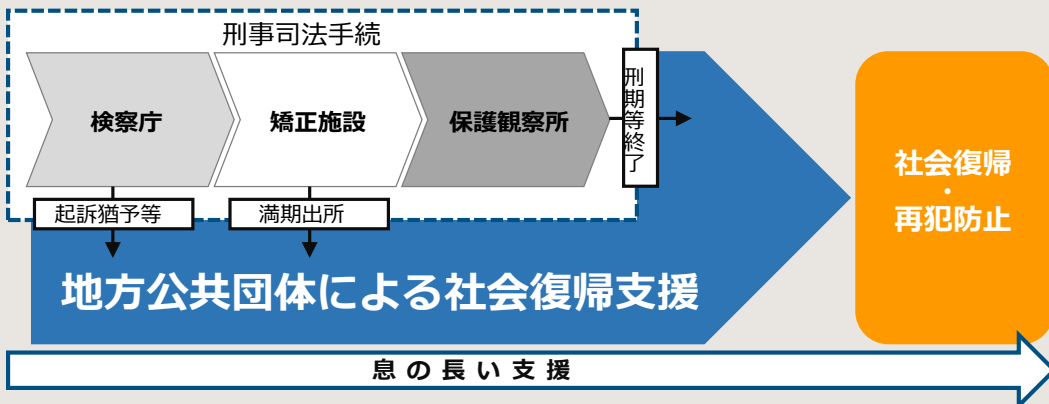
- 少年鑑別所**……主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容の他、審判等のため、専門的な知識により鑑別を実施

ちなみに

- 保護観察所**……主に、家庭裁判所の決定により保護観察処分の少年、刑務所や少年院から仮釈放等や保護観察付の執行猶予になった人などに対する保護観察等を実施

※多くの刑務所、少年刑務所では拘置区を設けて被告人も収容しています。また、拘置所でも、施設の運営に関する刑務作業に従事する受刑者や、裁判で刑が確定して間がない受刑者を収容しています。

■地域社会における支援の重要性



刑事司法関係機関による社会復帰に向けた支援は、刑事司法手続の中に限られているため、安定した社会生活を送れるようになる前に支援が途切れ、再び犯罪に至っている者が存在します。満期出所者や起訴猶予者等については、社会内での支援につながらないまま刑事司法手続が終了し、再犯に至る者が少なくありません。

地域社会や地方公共団体において、刑事司法手続が終わった者を支援していただくことで、犯罪や非行をした人の真の社会復帰が実現します。地方公共団体と国が連携して犯罪や非行をした人の社会復帰支援に取り組むことにより、年間約**10万人**いる刑法犯検挙人員中の再犯者が大きく減少し、**新たな被害者を生まない安全・安心な社会の実現**につながります。

■ 知的障害受刑者をもっと知って！

知的障害受刑者はどのくらい入所しているの？

平成24年12月末日現在の調査によると、全国77の刑務所等における知的障害を有する受刑者は**774人**。知的障害の疑いのある受刑者は**500人**で総数に占める割合は**2.4%**でした。個別知能検査IQについて知的障害の水準は軽度が**77.9%**を占め、以下のような特徴が多く挙げられました。

(出典：法務総合研究所 研究部報告52)

住所不定

未婚

無職

義務教育段階までの学歴

社会福祉サービスを受けた経験がない



教育訓練等を経ずに生活の自立を求められ、その結果、短期間に犯罪を繰り返し、多数回の受刑を余儀なくされた者も少なくないと推察されます。

■ 知ってた？ 被収容者にかかるお金！

刑務所等では…1人1日当たり**1,837円**の予算がかかっています（人件費等を除く）

内訳

食糧費	536円
被服費	28円
光熱水料	477円
燃料費	83円
旅費	36円
備品・消耗資材費等	332円
教育経費	63円
医療費	179円
作業報奨金	96円
その他	7円

合計 1,837円

少年院や少年鑑別所だと、金額は変わります

※平成30年度予算

■ 受刑者の実態に迫る！



65歳以上が**11.8%**



外国籍受刑者が**3.9%**



高卒未満が**62.5%**



犯罪時に無職が**68.8%**



犯罪時に住居不定が**18.2%**



精神障害のある人が**13.4%**

(平成29年矯正統計年報)

■ 忘れてはならない被害者の存在

● 犯罪被害者の方の権利利益の保護のため、**犯罪被害者等基本法**に基づき、様々な施策が展開されていますが、再犯防止に向けた取組においても、**被害者の存在を十分に認識した上で進めていくことが欠かさないものと位置付けられています。**

● 矯正行政の分野では、被害者が希望する場合で、相当と認められるときに受刑者・少年院在院者の処遇状況などを伝える「**被害者等通知制度**」が運用されています。

● また、刑事施設・少年院では、罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなどする「**被害者の視点を取り入れた教育**」が行われています。

■ 再犯率と再犯者率の違い！

再犯率……犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを見る指標

▶いわば将来に向かってのもの

再犯者率…検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを見る指標

▶いわば過去に遡るもの

※また、受刑のために刑事施設に入所するのが2度以上の場合には「**再入**」と表現しています

再犯に関する指標を用いる際には、その定義や計算方法についての確に把握する必要があります

編集
後記

「こけこっこー」は、今年度が再犯防止推進計画元年であることに掛けて、「夜明け」を表しています。ご感想、ご質問など当課までいただけましたら幸いです。